

ID: 91

担当部署: 保健福祉課

<b>処分の概要</b>	利用料の減免		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	聖籠町一時的保育事業運営規則 第7条第3項		
<b>例 規 番 号</b>	平成12年 規則第26号		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (利用料)                  第七条                  3 町長は、生活保護世帯又は被災等の理由により第一項の利用料を納付できない旨の申出があつた時には、状況を判断し減額又は免除することができる。ただし、当該申出は一時的保育利用申込書の提出と同時に行わなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日